

安倍川水系河川整備計画（大臣管理区間）の策定に向けて

安倍川流域委員会の設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の保全」が報の目的に追加されました。

また、河川管理者である国土交通省は、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することになりました。

中部地方整備局は、「安倍川水系河川整備計画（大臣管理区間）」を策定するために河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「安倍川流域委員会」を設置するものです。流域委員会は、大臣管理区間にとらわれず良い安倍川づくりのために、流域全体を見据えた幅広い議論を致します。